

新しい国際裁判管轄規定に対する総論的評価

中西 康
なか にし やすし

京都大学大学院法学研究科教授

はじめに

1. 立法の必要性と意義—従前の法状態との関係で—
2. 民法3条の9に対する評価

おわりに

はじめに

財産関係事件の国際裁判管轄については従来、後述するような議論があったものの、少なくとも、その点について定めていることが明らかな規定は存在していなかった。そのために、不法行為地管轄や合意管轄などの、国際裁判管轄に関する個々の準則の内容がどのようなものであるべきかという、各論的な議論の前に、民事訴訟法中に国際裁判管轄について定めている規定があるのか、ないとすれば、国際裁判管轄に関する準則をどのような方法で導き出すべきであるのかなどに関する総論的な議論が、一般に活発に行われていた⁽¹⁾。民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成23年法律第36号）⁽²⁾により、民事訴訟法3条の2以下（民事訴訟法については以下では、特に必要がない限り条数のみ記載する。）に国際裁判管轄に関する明文の規定が設けられたので、このような従来の総論的議論の大部分はもはや意味を失った。しかしながらなお、従来の判例法理における特段の事情論を引き継ぐ3条の9の意義や、より一般的には、国際裁判管轄の判断における法的安定性・予見可能性と具体的妥当性・柔軟性のバランスなど、総論的議論の意味はなお残されており、しかも重要性が認められる。

本稿では、このような国際裁判管轄総論の観点から、新しい国際裁判管轄規定を検討する⁽³⁾。まず、従前の法状態に照らして、今回の立法がなぜなされる

必要があったのかを検討する。次に、規定の判断構造を、具体的には3条の9に焦点を当てて、検討する。

1. 立法の必要性と意義—従前の法状態との関係で—

今回の立法の意義として、立案担当者による解説は一般に以下の3点を挙げている⁽⁴⁾。

第1に、裁判所にとってメリットとしての、民事訴訟の適正かつ迅速な解決。すなわち、契約上の債務に関する訴え（3条の3第1号）や不法行為に関する訴え（同8号）など、具体的な訴えの類型ごとに、訴えの類型に即した規定が設けられることにより、裁判所が適用すべきルールが明確化され、国際裁判管轄の存否が問題となる民事訴訟の適正かつ迅速な解決が期待される。

第2に、当事者にとってのメリットとしての、予測可能性確保による国際取引の円滑と安全。すなわち、国際裁判管轄に関する明文の規定が設けられることにより、国際取引に従事する企業や個人は、いかなる場合に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるかを予測しつつ、国際裁判管轄に関する合意の交渉をすることが可能となり、国際取引の円滑化にも資する。

なお、以上の第1点と第2点は、国際裁判管轄に関する明文の規定が整備されたことによる、国際裁判管轄に関する準則の明確化がもたらすメリットとまとめることができよう。

第3に、消費者契約および労働関係に関する訴えについて、消費者および労働者の権利保護に配慮し、国際裁判管轄に関する特別を設けたこと（3条の4、3条の7第5項、6項）。

このような説明を出発点として、以下では、これらの意義が、実際に、今回の立法にどの程度認められるかを検討する。そのためにも、国際裁判管轄に関する従来判例を整理して、立法前の法状態を確認する。

(1) 国際裁判管轄に関する従来判例法理

財産関係事件における国際裁判管轄⁽⁵⁾に関する従来判例は、最判昭和56年10月16日（以下では「最判昭和56年」と略称する）⁽⁶⁾をリーディングケース

とし、最判平成9年11月11日(以下では「最判平成9年」と略称する)⁽⁷⁾により、いわゆる特段の事情論を付け加えた判断枠組に修正されて、定式化された。この判例法理は、以下のように整理することができる。

第1に、最判昭和56年は、「国際裁判管轄を直接規定する法規もなく」と判示することにより、民事訴訟法4条以下(当時の旧民事訴訟法2条以下)の規定は国内土地管轄の規定であって、国際裁判管轄に関する規定ではなく、そのような規定は存在しないとした⁽⁸⁾。この理解を前提として、今回の改正作業は行われている⁽⁹⁾。

第2に、最判昭和56年は、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当」と判示する。すなわち、国際裁判管轄に関する法規が欠缺しているため、補充的法源として条理を持ち出している。条理は、物事の理(ことわり)や筋道、事物の本性などが本来の意味するところであろう。しかし、成文法規が欠缺しているという事態に直面した裁判官が条理を持ち出す場合、通常は、それをあるべきルール、立法者であれば定立するであろうルール⁽¹⁰⁾の形に具体化した上で、そのルールを事案に適用して解決を行う⁽¹¹⁾。最判昭和56年も通常通り、条理の内容を具体化しているが、その際には当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念を考慮することを求めている。

第3に条理の具体的内容について最判昭和56年は、「わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所(民訴法2条)…その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適う」と判示した。この判示を、裁判籍概念を使わずに言い換えると、国内土地管轄ルールをそのまま国際裁判管轄へと転用したものが条理の具体的内容である、ということである⁽¹²⁾。これに対して最判平成9年は特段の事情論を付け加え、第1段階では、国内土地管轄ルールをそのまま国際裁判管轄へと転用したルールにより審査し、そこで国際裁判管轄が肯定されるとしても、第2段階で、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情がある」かを審査して、そのような特段の事情が認められる場合には最

最終的にはわが国の国際裁判管轄を否定する、との2段階からなるテストへと最終昭和56年の判示を修正した。

以上の3点が国際裁判管轄の判断方法に関して従来判例が示した点である。とりわけ第3点が、国際裁判管轄の判断枠組についての立法前の最終的な判例法理であった。

(2) 今回の立法の必要性

この判例法理により運営されていた実務⁽¹³⁾に対しては、大きな不満はないとして改正が必要であるかを疑う意見もなかったわけではない⁽¹⁴⁾。しかし、部会での議論も参考にしながら検討すれば、立法は現に必要であったと思われる⁽¹⁵⁾。必要性は、以下の2点に整理できよう。

(a) 国際裁判管轄独自の事件類型についての規定整備

第1に、以上のような判例の、国際裁判管轄ルールを導き出す方法からは、国内土地管轄ルールがない類型について国際裁判管轄ルールが生まれにくいために、立法が必要であった⁽¹⁶⁾。たしかに、国際裁判管轄総論に関する従来の学説において、民事訴訟法の国内土地管轄規定を離れて、条約なども参考にしながら、独自の事件類型についてルールを設定することも主張する見解もあった⁽¹⁷⁾。しかしながら判例は、一般論として、上記のように民事訴訟法の国内土地管轄規定を前提とするものであった。また、具体的にも、国内土地管轄規定がない事件類型に独自の国際裁判管轄原因を認めることを否定する裁判例があった⁽¹⁸⁾。法的安定性などを考慮すると、国内土地管轄規定のない独自の事件類型について国際裁判管轄ルールを設定することに、裁判所が躊躇してきたのも無理もない。このようなことは、国際裁判管轄規定を整備する立法によって行うのが適切であろう。

この観点から新規定を眺めると、消費者および労働者という、いわゆる弱者保護のための特則（3条の4、3条の7第5項・6項）と、事業活動に基づく管轄（3条の3第5号）が、このような必要性に対応して設けられた規定であるように見える。しかしながら、以下のように分析すると、そのように言えるのはこのうちの一部だけであろう。

まず、弱者保護のための特則は、(A) 管轄合意がない場合における法定管轄についての特則(3条の4)と、(B) 管轄合意の効力の制限についての特則(3条の7第5項・6項)からなる。(A)の法定管轄についての特則はさらに、(A1) 弱者側が原告の場合に、弱者側の国に国際裁判管轄を認める特則(3条の4第1項・2項)と、(A2) 弱者側が被告の場合に、国際裁判管轄を弱者側の国のみに限定する特則(3条の4第3項)に分けられる。以上のいずれも、4条以下の国内土地管轄規定に対応する特則はない。しかし、(A2)と(B)が国内土地管轄規定にないことには、理由がある。裁判所の場所的な管轄は、国際裁判管轄であれ国内土地管轄であれ一般的に、普通裁判籍と同時に特別裁判籍も認められるというように、複数の裁判所に管轄が認められ、その中から原告が選択するという仕組みになっている。(A2)は、この原則を修正して1つだけに管轄裁判所を絞ることで弱者を保護しようというものである。しかし、このような弱者保護の考慮は、国内土地管轄の場合には裁量移送(17条)によって対処されている。つまり、例えば強者(事業者/事業主)側が原告として、弱者(消費者/労働者)側の住所以外の管轄裁判所に提訴した場合でも、裁判所は他の管轄裁判所、すなわち被告である弱者側の住所地の裁判所に移送することが可能である。また(B)に関しては、専属的な管轄合意があっても移送を妨げないので(20条1項括弧書)、上記と同じように対処することができる。(A2)と(B)について対応する国内土地管轄の特則が存在していないのは、以上の理由による⁽¹⁹⁾。国際裁判管轄についてはこのような移送による調整はできないので、これらに関する特則が必要となる⁽²⁰⁾と言うこともできるが、厳密に言えば、この場合も、従来の判例の判断枠組によれば、国内土地管轄ルールを転用した国際裁判管轄ルールに基づき国際裁判管轄が広く認められることになるが、この点に関しては、第2段階の特段の事情の判断によって例外的に管轄を否定することで対応することも可能だったのではないかと思われる。したがって、弱者保護のための特則のうち、(A2)と(B)については、上記の立法の必要性(a)には当たらず、むしろ後述する(b)の問題となる。

これに対して、弱者保護のための特則のうち弱者側原告の場合(A1)と、事業活動に基づく管轄は、国内土地管轄としては対応する管轄原因が存在しな

い⁽²¹⁾ものについて、国際裁判管轄として新たに創設したものであり、ここで問題としている立法の必要性(a)があてはまる。その規定内容の当否自体は各論的検討に委ねるが⁽²²⁾、一般論としては、国際裁判管轄に関する今回の立法で行うのに相応しいものであったと積極的に評価できる。

(b) 予見可能性の確保

第2に、判例における特段の事情論の問題点に対処するために立法が必要とされた。これは、立案担当者が挙げる今回の立法の意義の第1点と第2点に対応する。

判例の判断枠組によると、第1段階では国内土地管轄ルールを国際裁判管轄にそのまま転用したルールに照らして管轄の有無が判断される。しかしながら、国内土地管轄の管轄原因の中には、国際裁判管轄の管轄原因としては必ずしも適当ではないものが存在する。たしかに、判例の枠組では、第1段階で管轄ありとされる場合でも次の第2段階で、特段の事情の有無が判断されて調整がなされ、最終的な結論が出される。しかし、第2段階の判断においては、当該事案固有の例外的事情への対処だけでなく、第1段階の判断に用いたルールが不適切に広く管轄を認めた場合に対処するため、本来であれば国際裁判管轄ルール定立の際に要件として一般化できるような事情までもが考慮に入れられていた。最判平成9年が特段の事情ありとの判断をする際に、「本件契約において我が国内の地を債務の履行場所とすること又は準拠法を日本法とすることが明示的に合意されていたわけではない」という事情を考慮しているのがその典型である。

このため従来の判例は、特段の事情の判断が肥大化し、ルールとしての明確性を欠き、法的安定性を害し、予見可能性を損なっていたと批判されていた⁽²³⁾。このような状況を改善するには、国際民事訴訟固有の事情を考慮に入れて、適切な国際裁判管轄ルールを設定すればよい。

上記2つの、今回の立法の必要性のうち、第2の法的安定性の確保の方が、立法の主な理由であると考えられる。この要請に対して、今回の立法はどの程度応えているだろうか。この点の評価には、従来の判例法理の特段の事情論を

受け継いだ3条の9について検討することが必要である。そこで、後半ではこの点の検討を行う。

2. 民訴法3条の9に対する評価

従来の判例法理における第2段階の審査である特段の事情論は、3条の9に「特別の事情による訴えの却下」として存続している。3条の9を有する今回の立法は、予見可能性の確保という上記の立法の必要性(1.(2)(b))に、十分に応えたものになっているだろうか。立法段階では、特段の事情論の存続に批判的な見解もかなり有力に主張された。例えば、法制審議会第161回会議における櫻田嘉章委員の発言がある⁽²⁴⁾。

「特段の事情論というのは、本来、逆推知的な発想があったときに、国際的な事情というものを十分に考慮していないから管轄を排除するという意味で考慮する、そういうものであったかのように私は理解しておりましたけれども、今回は国際的な事情を十分に考慮されてルールをお作りになったのに、更にこういうものが必要になるのか。」

ここには、特段の事情論を判例がなぜ採用するに至ったのかについての有力な理解が示されている。すなわち、国内土地管轄ルールを国際裁判管轄ルールへとそのまま転用するという判例法理の第1段階で、国際裁判管轄特有の国際的な事情が考慮されておらず、それを考慮するために第2段階の特段の事情論が必要とされた、という理解である。このような理解に立脚して、国際的配慮を払った管轄原因を定めた今回の立法において、さらに3条の9のような修正手段を設けたことに対して批判的な評価も有力に主張されている⁽²⁵⁾。

たしかに、特段の事情論の登場に至る経緯は、この理解の通りであろう。逆推知説と呼ばれた立場⁽²⁶⁾は内容的には判例法理の第1段階とほぼ同じであったが、この逆推知説を、国際的考慮を払わないために妥当でない結果が生じると批判して、国内土地管轄ルールを類推する際に国際的考慮を払って修正したルールによることを主張した修正類推説⁽²⁷⁾が、少なくとも国際私法学界においては多数説となっていた。にもかかわらず、最判昭和56年の示したルールの具体的内容は、国内土地管轄ルールをそのまま国際裁判管轄に転用するとい

う判例法理の第1段階のみであったので、学説から批判を受けた。この最判昭和56年の判示は残しつつ、国際的考慮を払う要請に応えるため、最判平成9年により、判例法理の判断枠組における第2段階の特段の事情論が追加された、という流れである。

しかしながら、だからといって直ちに、3条の9は不要であるとの結論が導き出されるわけではない。なぜならば、第1に、3条の2以下のルールが、考慮すべき国際的な事情に十分に配慮して練り上げられたルールとなっていなければ、従来の特段の事情論と同様に、調整の役割を担うために3条の9は必要となるからである。第2に、十分に練り上げられたルールが定立されている場合でも、はたして、あてはめ段階において国際裁判管轄について純粋に個別で例外的な調整を一切するべきではないのかは、検討の余地があるからである。そこで、以下ではこの2点を順に考える。

(1) 管轄ルールの広さと個別調整の関係

(a) 広すぎる管轄ルールに対する修正手段としての個別調整

従来の判例法理の特段の事情論は、英米法のフォーラム・ノン・コンヴィニエンス (forum non conveniens. 以下では、「FNC」と略称する) の法理などとともに、国際裁判管轄ルールの適用段階における個別調整を認めるタイプ⁽²⁸⁾の国際裁判管轄システムである。このようなシステムが必要となる理由のうちで最も重要なものは、本来の管轄ルールが過度に広範に国際裁判管轄を認めるものなので、その修正のために裁判所による個別調整が必要となる、ということである⁽²⁹⁾。英米法におけるFNCの法理の起源であるスコットランド法において、forum arresti や forum contractus の濫用に対する救済策としてFNCの法理が用いられるようになったことが一般に指摘されている⁽³⁰⁾。アメリカ合衆国でも、1945年のInternational Shoe Co. 事件判決以降、州外の被告に対しても広範に裁判管轄権が認められるようになったこととFNCの法理の発展との関連性が、一般に指摘されている⁽³¹⁾。わが国の場合も、事情は同様ではないかと思われる。

まず、最判昭和56年は外国法人の日本国内における営業所の存在に基づい

て、わが国に訴えの種類を問わずに被告に対する一般的な管轄を肯定したが、この結論には反対する見解も多かった⁽³²⁾。

また、その後の裁判例が採用するようになった第2段階の特段の事情の判断において、第1段階で認められた管轄を特段の事情ありとして結論として否定した裁判例、あるいは最判平成9年のように、第2段階の特段の事情判断のみを行いそこで特段の事情ありとして管轄を否定した裁判例において問題とされた管轄原因を見ると、次のようなものがある⁽³³⁾。外国法人の従たる営業所が日本国内に存在することに基づく、訴えの種類を問わない一般的な管轄⁽³⁴⁾、義務履行地に関して、明示の履行地の合意も準拠法合意もない場合⁽³⁵⁾、あるいは不法行為に基づく損害賠償債務の履行地⁽³⁶⁾、単なる被告の一般財産の所在地⁽³⁷⁾、船舶衝突で損害を受けた船舶が最初に到達した地⁽³⁸⁾である⁽³⁹⁾。特段の事情を用いて管轄否定の結論を導き出した裁判例において問題とされているこれらの管轄原因には、要件が緩やかすぎて過剰に管轄を肯定するものが多かったように思われる。

したがって、特段の事情論はFNCの法理と同様に、管轄が過剰に広く認められることに対する修正という面があったと考えられる。

(b) 新規定における管轄ルールの評価

そこで次に、3条の2以下の規定(3条の9を除く)における国際裁判管轄ルールは、過剰に広く国際裁判管轄を認めることなく、適切な要件を設定しているかを検討する。この点、上記(a)で挙げた裁判例において問題とされている管轄原因については、新規定では多くの場合、適切な要件が設定されて管轄原因を絞り込んでいると言えよう。

外国法人の従たる営業所の日本における所在については、3条の2第3項は、一般的な管轄は認めておらず、3条の3第4号、5号による事件類型毎の管轄が認められる可能性しかない。義務履行地管轄については、3条の3第1号は、適用範囲から契約と関連のない法定債権は除外し、契約債務履行地の決定については、履行地について当事者間の合意がある場合と履行地についての合意はないが当事者間に契約準拠法について合意がある場合に限定した。以上の2つの管轄原因が問題とされた裁判例⁽⁴⁰⁾は、新法における上記の関連規定による

とそもそも要件を満たさず管轄原因が認められないので、3条の9が発動する余地はなくなるだろう⁽⁴¹⁾。

他方で、単なる被告の財産が日本に所在する場合の管轄については、3条の3第3号括弧書は、財産の価額が著しく低いときを除外するという要件の絞り込みを行った。これにより、この管轄原因が問題とされた裁判例⁽⁴²⁾の結論がどうなるかは微妙である。船舶衝突の場合の最初の到達地の管轄については、3条の3第9号は引き続き認めているが、これはむしろ、過剰に広く国際裁判管轄を認める管轄原因とは言えない可能性がある。

従来の裁判例において問題とされている管轄原因については、以上の通り、かなりの程度、管轄原因の絞り込みはできている。しかし、これ以外の規定についても見てみると、要件が絞り込めておらず、3条の9が発動がかなり必要となりそうな管轄原因が存在する。例えば、消費者保護の特則には、消費者契約についての準拠法選択に関する、法の適用に関する通則法（以下では、「通則法」と略称する）11条6項に相当する適用除外規定は設けられなかった。これについて中間試案補足説明では、消費者がその住所地国で契約をした場合と、適用除外が問題とされる消費者が事業者側の国に一時的に赴いて契約を締結した場合とで、消費者がその権利を主張することが困難となる点で同様であるからと説明している⁽⁴³⁾。しかし、自国で純粋にドメスティックに事業活動をしていた事業者の立場を考えると、あまりにバランスを欠いているのではないか。また、消費者が原告としてわが国で提訴する場合であれば、勝訴判決を得ても事業者側の外国では間接管轄を欠くとして承認執行は見込まれず、意味に乏しい⁽⁴⁴⁾。

そもそも、部会における審議経過をみると、中間試案補足説明のように、実質的な理由から適用除外規定を設けなかったという説明は、正確ではないと思われる。むしろ、規定が細かくなるので立法技術的に困難である、あるいは、適用除外規定を置かなくても場合によっては特段の事情で対処できる、というような議論がなされていたのではなかろうか。例えば、消費者が原告となる場合について、契約締結時に限らず訴え提起時の消費者の住所も基準とする案（3条の4第1項に採用された）について、〔この案に加えて、適用除外規定を設け

ないと] 消費者が訴えを提起することができる国ができるだけ広く認められることになるが、「具体的な事案において、当事者間の衡平を害するなどの特別の事情が認められる場合には、第6の規律〔筆者注：特段の事情〕により訴えを却下することにより、当事者間の利益の調整を図る」、という説明がされている⁽⁴⁵⁾。

このように、3条の2以下の規定の中には立法時の議論において、ルールのブラッシュアップ、要件の絞り込みを途中であきらめて、必要があれば、特段の事情論を継承する規定、すなわち3条の9で対処することを、初めから織り込んでいたものがある。そうだとすると、3条の9の今後の運用について、国際裁判管轄に関する明文の規定が整備されたので、例外的調整である3条の9の発動はごく限定的にすべきであり切るのは、やや単純すぎると思われる。また、3条の9によって場合によっては対処することでこれらの規定についても具体的に妥当な処理はされようが、予見可能性の点で引き続き問題が残ることになる⁽⁴⁶⁾。

また、管轄規定において要件として書き込むことが当初は検討対象となっていたが、最終的には規定されなかったもののうち、規定されなかった理由がそのような要件は不要であるとの決断をしたからではなく、そのような要件を規定して管轄を絞り込むという決断をしなくても場合によっては3条の9が発動されるので問題はない、という形の議論がなされたものもある。例えば、不法行為地管轄の結果発生地について二次的・派生的に生じる経済的な損害を除くか⁽⁴⁷⁾、併合請求に関して併合により管轄が認められる方の請求に関して外国に専属的な国際裁判管轄の合意がある場合は除外するか⁽⁴⁸⁾、などの点である⁽⁴⁹⁾。

以上の点に関連して言えば、立法過程における議論の進め方として、特段の事情による調整があることを初めから前提とせず議論するという、次のような議論の進め方もあったのではなかろうか。すなわち、まず、個々の管轄原因毎に要件を検討し、関連してそれぞれについて例外的な個別調整が必要であるかを個々に検討する。最後に、それぞれの検討結果をまとめてみて、もし、全ての管轄原因について個別的調整が必要であるとの結果であれば、総則的規定

として一括して全体について個別調整を可能とする規定を置くが、そうでないならば個別調整が必要とされる管轄原因に関してのみ規定を置く。以上のような進め方である。

これは、通則法制定時にいわゆる一般例外条項⁽⁵⁰⁾を設けるかを検討した際の、議論の進め方と同様である⁽⁵¹⁾。すなわち、すべての単位法律関係についての抵触規則に適用される一般例外条項を設けるか否か、という形で検討するのは適当ではなく、個別の単位法律関係毎にその要否が検討された。議論の結果、通則法制定時の実質改正部分についても、例外条項を設けるべきではないという分野があり、したがって一般例外条項の形ではなく、法定債権に関する通則法 15 条と 20 条に個別に例外条項が設けられるにとどめられた。

このような議論の進め方であれば、個々の管轄原因毎に適切な要件の設定の努力をもう少し突き詰めることができたのではないかと思われる。

ここまでの検討をまとめると、次のようになる。従来の特段の事情論で検討されていた事情のうち、相当部分は確かに管轄ルール自体に要件として取り込まれて、その点では不透明さは相当程度解消している。しかし、特段の事情論存続を初めから前提とした議論の進め方をしたことにより、本来の管轄ルールの突き詰めた検討の妨げとなった可能性がある。したがって、本来の管轄ルールの中には広めに管轄が認められてしまい、3条の9を発動して場合によっては修正することが必要と考えられる規定がある。その点では残念ながら、予見可能性の確保という立法目的が十分には達成されていない。

しかしながら、さらに検討すべきは、はたして、国際裁判管轄に関する個別調整を完全に排除するほどに管轄原因を絞り込むことが、国内立法として適切なのかである。個別調整を行う理由の裏返しであるが、国際裁判管轄について個別調整を行わない法体系がそのようにする理由として、適度な広さの適切な管轄原因が設定されているから、ということが指摘される⁽⁵²⁾。さらには、国際裁判管轄について個別調整を行わない抽象的な規律方法を採用する国の管轄原因は、個別調整を行う具体的規律方法を採用する国の管轄原因よりも、確たるものでなければならないとの指摘もある⁽⁵³⁾。実際、例えばブリュッセル I 規則における義務履行地管轄（5条1号）に対する批判は以前から、フランス

では有力に主張されているが、FNCの法理のような個別調整の必要性を排除するために、その廃止を主張する者もいる⁽⁵⁴⁾。それでは、我々も、そのように管轄原因を大きく絞りこむべきだったのだろうか⁽⁵⁵⁾。

一般にわが国では、大陸法系の管轄システムの代表としてEUのブリュッセルI規則を取り上げ、ブリュッセルI規則では個別的調整は認められていないので、大陸法系の管轄システムは個別的調整を認めないのであると、考えられてきたように思われる。たしかに、ブリュッセルI規則はFNCの法理を認めないことは明らかであり、域外の第三国との関係でFNCの法理を用いることも許されないと、欧州司法裁判所は判示している⁽⁵⁶⁾。

しかしながら、ブリュッセルI規則は、原則として、被告の住所が構成国領域内にある場合を適用範囲とするので(2条1項)、現在の拡大EUにまで広がったとはいえ、基本的には域内における管轄システムである。このことが、ブリュッセルI規則の管轄ルールの認める管轄の広さに影響を及ぼしている。例えば、事件類型毎の特別管轄についての規定であってわが国の民訴法3条の3に相当するブリュッセルI規則5条は、被告住所地国の一般的管轄(2条)に対する例外であって、制限的な解釈がなされるべきであると、欧州司法裁判所はブリュッセル条約の時代から繰り返し判示してきた⁽⁵⁷⁾。このことで、認められる管轄を拡げすぎないようにし、場合によっては名誉毀損に関する1995年のShevill事件先決裁定⁽⁵⁸⁾のように、管轄を認める範囲が細切れにすぎるとはならないかと思われる解釈もなされている。しかしながらこれは、域内の被告住所地の構成国に一般的管轄があり、そこで下される判決の域内全域での承認執行が確保されていることが前提となっている。したがって、原告の裁判を受ける権利を保障するために、広めに管轄ルールを設定する必要性が少ない。以上のように、EUのブリュッセルI規則は、たしかに参考にはなる点も多いが、域内で完結した統一的な管轄システムであるので、国際裁判管轄に関する個別調整を完全に排除するほどに管轄原因を絞り込むことが適切かという点については、国内法としてのわが国の国際裁判管轄の立法に関しては、同規則を全面的には参考にできないと思われる⁽⁵⁹⁾。

(2) 個別的調整の様々な態様

(a) 個別的調整にならざるを得ない場合

上記(1)での検討の結果、新規定の管轄原因に、3条の9による個別調整を前提とした規定があることについては、議論の進め方にも問題があったとは思われるが、国内立法としての国際裁判管轄ルールとしては管轄原因をやや広めに設定することにも理由があるため、必ずしも不適切とは言いきれない、との結論が得られた。最後に、かりに十分に練り上げられたルールが定立された場合でも、あてはめ段階において、国際裁判管轄について純粋に個別的で例外的な調整をするべきではないのかについて検討する。

従来、管轄について個別調整を行わないとされる国の代表であるドイツでも、財産所在地管轄（ZPO 23条）について、1991年7月2日BGH判決は、実質的には個別調整と類似する、事件と内国との牽連性を要件とするとの解釈を採用するに至っている⁽⁶⁰⁾。

あるいは、国際裁判管轄ルールについて裁判所において、憲法や国際条約の人権規範、とりわけ公正な裁判を受ける権利に照らして、審査されるという場合も考えられる。当該国際裁判管轄を定める法令自体が明らかに人権規範に違反する場合であれば個々の事案を離れて一般的に判断もできよう。しかし、管轄ルール自体の問題性は明白ではないが当該事案に適用した結果、人権規範の保障する手続的な基本的人権の観点から問題となる場合には、事案に立ち入った個別審査にならざるを得ないであろう⁽⁶¹⁾。

さらに、本来の管轄ルールによれば管轄が認められる範囲が狭すぎるという、3条の9とは逆の場合に働く、いわゆる緊急管轄は、今回の立法では明文の規定は設けられなかったが、その発動の余地は、裁判を受ける権利（憲法32条）に鑑み、一般に認められていると考えられる⁽⁶²⁾。これは必然的に、事案毎の個別調整の形をとる。

以上からすれば、個別的調整の余地を認めること自体は、たとえ管轄原因が適切に絞りこまれたとしても、必ずしも不当とはいいがたいのではなかろうか⁽⁶³⁾。

(b) FNCの法理との違い

しかしながら、このことは個別調整を認める英米法のFNCの法理に引きつけて3条の9を運用すべきである⁽⁶⁴⁾ということの意味するわけではない。FNCの法理、とくにイングランド法のそれとは、3条の9は根本的に異なっているのではなかろうか⁽⁶⁵⁾。

第1に、3条の9は一般的なFNCの法理と異なり、裁判所に広い裁量権が与えられていない点で異なる。最判平成9年では、特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を「否定すべきである」との表現になっていた。この表現では、裁判所に裁量の余地がない。これに対して、3条の9では、特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を「却下することができる」、という表現になっている。これは、裁判所に裁量の余地を広く与えているようにも見える。しかし、部会における審議ではそのような了解で一致していたわけではない⁽⁶⁶⁾。また、「裁判所は……できる」という法文だからといって、裁判所に広い裁量権が与えているものばかりではなく、様々なものがある。例えば、通則法5条、6条は、後見開始の審判等と失踪宣告に関して、国際裁判管轄に関して裁判所に裁量を認めているわけではない。

このように、文言から従来の扱いを変更するという解釈を採用しなければならない必然性はない。むしろ、考慮要素を具体的に例示列挙しているなどの修正はあるものの、当事者間の衡平、裁判の適正・迅速という理念に反しないようにするために管轄を否定するという従来の判例の特段の事情論を基本的には受け継いだものとしてずっと議論されてきたものであって、その明文化と考えるべきであろう。

3条の9は文言通り、法律上管轄はあるがそれを行使するか否かの裁量を裁判所に与える趣旨であるとの見解もあるが⁽⁶⁷⁾、以上の理由から裁量権が裁判所に与えられているわけではなく3条の9の特別の事情がある場合には国際裁判管轄を否定して訴えを却下すべきであると考えられるべきであろう⁽⁶⁸⁾。この点、実はFNCの法理も様々なヴァリエーションがあるが、その中からあえて近いものを探せば、明らかに不適切な法廷地 (clearly inappropriate forum) である場合にのみFNCの法理により管轄権を行使しないというオーストラリア型のFNC

の法理⁽⁶⁹⁾に近いのではなからうか⁽⁷⁰⁾。

第2に、コモンローでは、最も適したフォーラム (natural forum) 1つに法廷地を絞るための手段として FNC の法理が用いられており、すなわち、FNC の法理では他の法廷地との比較が必然的に考えられていることになるが、この点で3条の9とは根本的な発想が異なるのではないか⁽⁷¹⁾。まず、FNC では、他のより適切な代替的法廷地があることが不可欠要件であろうが、3条の9には採用されなかった⁽⁷²⁾。また、以上のような FNC の法理における法廷地の適格性の比較は実際に訴訟競合状態になっていなくても行われるが、わが国の特段の事情論でこの点を一般に考えていたとは思えない。

この関連では、司法システムにおける裁判官の機能および法との関係について各法体系がどのように捉えているかが関連しているとの興味深い指摘がある⁽⁷³⁾。コモンローでは、管轄と準拠法の分離という発想が基本的には欠けているように思われる。その意味で、「ナチュラルフォーラム理論は、根底的な認識として、当該事件にとってのナチュラルフォーラムがその法廷地法を適用して紛争を解決することを、国際民事訴訟法における原型であり『理想型』であると見ていい」といってよい⁽⁷⁴⁾との指摘は、その通りであろう。これについて、裁判所は国王の主権を行使するもので、抽象的ではなく具体的に法=正義を明らかにするものである、というコモンローの発想が関係している。そこで裁判所が実現する正義は、手続法的な正義に限られず、実体法的な正義も含めたものとなり、フォーラム比較において問題となる正義とはそのようなものとなる。そうである以上、手続法的観点だけから自己が法廷地として不適切であれば却下、とするのでは足りず、実体法的正義も含めたフォーラム間の比較が必要となるのではなからうか。

これに対して、大陸法では管轄と準拠法は分離して考えられている。これは、法と裁判所について、立法された抽象的な法律を、具体的事案に適用するのが裁判所と理解していることと関係するのかもしれない。ここに大陸法とコモンローの基本的な発想の違いがあるのではないか⁽⁷⁵⁾。

以上をまとめると、管轄に関して、事案のあてはめ段階での個別調整自体は、FNC の法理を採用しない国でも訴権の濫用などの別の手段で行われており、

発想として大陸法系の管轄システムと相いれないとは言えないが、フォーラム比較のようなFNCの法理そのものは、コモンローの発想と密接に結び付いており、日本では採用しがたいと思われる⁽⁷⁶⁾。

また、その意味では、国際訴訟競合の取扱いについても、明文の規定が設けられなかったことから、いわゆるプロパー・フォーラム説のような処理が今後なされる方向に向かうのが必然的であるとは言いがたい。むしろ、外国における訴訟係属を基本的には考慮に入れないが、ただし、訴権の濫用に当たるような場合には例外的に訴えを却下する一管轄の問題ではなく、訴えの利益などの別の訴訟要件の問題と考える—という方向が、考えられるのではなかろうか⁽⁷⁷⁾。

おわりに

以上、国際裁判管轄に関する新规定について、総論的観点から概括的な検討を加えた。しかし、本稿では総論的な問題の全てについて検討できたわけではない。例えば、緊急管轄の可否、根拠、認める場合の要件⁽⁷⁸⁾、あるいは間接管轄（民訴法118条1号）の判断に新规定がどのような影響を及ぼすのか⁽⁷⁹⁾、などの点が重要な論点として残されている。また、本稿で検討した部分についても上述のように、各規定についてのより詳細な各論的検討が不可欠であり、それによって3条の9に対する評価および今後の運用も変わってくる。学界として、今後の実務における運用も検討対象として、新规定全体について理論的検討が引き続き必要である。本稿がそのたたき台の1つになれば幸いである。

(1) 従来の文献の代表として、池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座 7』（日本評論社、1982）14頁以下参照。

(2) 法制審議会総会と法制審議会国際裁判管轄法制部会の議事録及び配付資料については、法務省ウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/>）掲載のものによる（2013年8月31日最終アクセス）。

また、以下の略称を用いる。

部会：法制審議会国際裁判管轄法制部会

中間試案：国際裁判管轄法制に関する中間試案

中間試案補足説明：法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」(平成21年7月)

- (3) ただし、後述するところからもわかるように、総論的評価は、3条の2以下の各論規定の内容についての評価と密接に関連しているが、本稿では各論規定の検討は必要な範囲に限定した。なお、財産関係事件の国際裁判管轄全般にわたる概括的検討については、中西康「国際裁判管轄—財産事件」新堂幸司監修、高橋宏志＝加藤新太郎編集『実務民事訴訟講座〔第3期〕第6巻—上訴・再審・少額訴訟と国際民事訴訟』(日本評論社、2013)305頁を参照。
- (4) 日暮直子ほか「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の概要(上)」NBL958号(2011)63頁、小林康彦「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の概要」民月66巻9号(2011)9頁、佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答平成23年民事訴訟法等改正—国際裁判管轄法制の整備』(商事法務、2012)2頁など。
- (5) なお今回の改正の対象は、財産権上の訴え(及びその保全事件)であり、人事訴訟には適用されない(人事訴訟法29条1項)。
- (6) 民集35巻7号1224頁。
- (7) 民集51巻10号4055頁。
- (8) 当時、民事訴訟法の土地管轄に関する規定は、国際裁判管轄についても同時に定めているとの見解も、藤田泰弘「日本裁判官の国際協調性過剰(5)—涉外判例研究の一視角—」判タ249号(1970)45頁、石黒一憲『現代国際私法 上』(東京大学出版会、1986)259頁以下など、有力であった。
- (9) 例えば、「国際裁判管轄法制の整備について」(部会第1回会議(平成20年10月17日開催)配付資料3)5頁参照。
- (10) スイス民法典1条2項参照。また、明治8年太政官布告第103号「裁判事務心得」3条も参照。
- (11) 広中俊雄『民法綱要 第1巻総論 上』(創文社、1989)53頁。ただし、笹倉秀夫『法解釈講義』(東京大学出版会、2009)157頁以下も参照。なお、Lowenfeld, A., *International Litigation and the Quest for Reasonableness* (1996), p. 51は、条理を the principle of reasonableness and fairness とする英訳に依拠して、柔軟な判断であると好意的に評価する。しかし、最判昭和56年のように、条理は通常は具体的ルール化されて裁判所で用いられていることを、残念ながらこの外国文献は見逃している。
- (12) 最判昭和56年と最判平成9年のいずれも、この点に関する判示を文字通り読む

と、本文のように国内土地管轄ルールを国際裁判管轄へとそのまま転用するということになる（最判平成9年では、特段の事情による修正の余地が第2段階の審査として追加されるが、第1段階の判断におけるルールとして、国内土地管轄ルールを国際裁判管轄へとそのまま転用している点では、最判昭和56年と変わりはない）。もっとも、裁判例は国際裁判管轄ルール定立の段階で、国内土地管轄と国際裁判管轄との考慮要素の相違を考慮に入れて、修正したルールとすることを一切していなかったわけではない（兼子一ほか『条解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011）45頁〔高田裕成〕）。例えば、客観的併合に基づく国際裁判管轄について、国内管轄についてなんら要件を求めない民訴法7条と異なり、最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁は、両請求間の密接な関係を要求していた。

- (13) 国際裁判管轄に関する従来の裁判例については、網羅的ではないが、河野俊行ほか「国際裁判管轄に関する判例の機能的分析—『特段の事情』を中心として」NBL890号（2008）72頁、佐藤＝小林・前掲注(4)224頁などにまとめられている。
- (14) 「『国際裁判管轄法制に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要」（部会第12回会議（平成21年10月2日開催）配付資料21）1頁以下によると、(1)立法の必要性については、規定の整備に賛成する意見がほとんどであるが、国際裁判管轄に関して裁判所が採用する「特段の事情論（修正逆推知説）」及びそれに基づく具体的な事案処理は概ね支持できるものであり、そもそも立法は不要である、との意見も1件紹介されている。
- (15) 国際裁判管轄の判断枠組みに関するこの判例法理は、平成8年民事訴訟法改正の際の改正要綱試案（平成5年12月）で規定を設けるかについてなお検討するとされた、「国内土地管轄規定の定める管轄原因が我が国にあるときは、我が国の裁判所で審理及び裁判をすることが適当ではないと認められる一定の場合を除き、我が国に管轄権がある旨の規定」とほぼ同一内容であると言える。以下で述べるように今回の立法には必要性があったと思われるので、仮に民事訴訟法改正時に上記のような規定を設けたとしても十分ではなかったと思われる。
- (16) このような指摘として、横山潤「総論的考察—立法の方向性から緊急管轄まで—」国際私法年報10号（2008）7頁、部会第1回会議（平成20年10月17日開催）議事録17頁〔高田裕成発言〕など。
- (17) 高橋宏志「国際裁判管轄—財産関係事件を中心に—」澤木敬郎＝青山善充編『国際民事訴訟法の理論』（有斐閣、1987）48頁は、新類型説と呼び、松岡博「国際取引における国際裁判管轄」『国際取引と国際私法』（晃洋書房、1993。初出は1985）10頁、新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法(1)』（有斐閣、1991）102

頁〔道垣内正人〕などをこれに分類する。

- (18) 例えば、横浜地判平成18年6月16日判時1941号124頁は、被告が実質的・継続的に商業活動を営んでいることから直ちに本件訴訟につき我が国の国際裁判管轄権が肯定される旨の原告の主張を退けている（なお、上記の新類型説と分類される松岡・前掲注(17)23頁は、アメリカ法の *doing business* または *transacting business* に基づく裁判管轄権を参考に、事業活動地を国際裁判管轄原因として主張していた。これに関しては、野村清明「法人その他の社団・財団の管轄権」高桑昭＝道垣内正人編『国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002）65頁以下も参照）。また、東京地判平成14年11月18日判時1812号139頁判タ1115号277頁は、証拠の所在地や被告と我が国との関連からわが国の国際裁判管轄を肯定すべきとの原告の主張を退けている。さらに、東京地判平成11年10月28日金判1082号38頁は、原告は一消費者で被告は世界的な自動車メーカーの子会社であるその他の事情に基づきわが国の管轄を肯定すべきとの原告の主張を退けている。
- (19) 例えば、現行民事訴訟法制定時に、紛争発生前の管轄合意は商人間の場合に限り有効とし、一般市民との間の管轄合意の効力を否定するとの考えが採用されなかったのは、裁量移送で対処すればよいとの考えによることにつき、法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』（商事法務研究会、1996）47-49頁。
- (20) 中間試案補足説明38-39頁。
- (21) 国内土地管轄としてこれらがなぜ存在しないのかは必ずしもはっきりはしないが、例えば弱者保護のための特則のうち弱者側原告の場合（A1）であれば、国内の場合は、裁判所との遠隔さの程度がそれほどでもなく、いずれにせよ日本国内の裁判所で裁判がされるために実体及び手続の相違がないことから、弱者側の地に土地管轄を認めなくても、弱者の裁判へのアクセスの権利を損なうといえるまでの事情はないからではないかと思われる。なお、弱者保護のための管轄の特則の根拠が、当事者間の不均衡の是正自体ではなく、弱者の裁判所へのアクセスの権利の保護にあると指摘するのは、Usunier, L., *La régulation de la compétence juridictionnel en droit international privé* (2008), p. 257.
- (22) 消費者・労働者保護のための特則については例えば、Tadashi Kanzaki, "Jurisdiction over Consumer Contracts and Individual Labor-Related Civil Disputes," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 55 (2012), p. 306, 北坂尚洋「消費者契約事件・労働関係事件の国際裁判管轄」日本国際経済法学会編『国際経済法講座Ⅱ』（法律文化社、2012）177頁参照。事業活動に基づく管轄については例えば、Yoshiaki Nomura, "Activity-Based Jurisdiction of Japanese Courts - A Bold but Unnecessary Departure -," *Japanese*

Yearbook of International Law, Vol. 55 (2012), p. 263, 多田望「国際取引事件の国際裁判管轄—契約債務履行地, 事業活動地および財産所在地を中心に」前掲『国際経済法講座Ⅱ』164頁以下参照。

- (23) 国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会報告書(1)」NBL 883号 37頁。最判平成9年の評釈のうち, このような批判をするものとして, 道垣内正人・ジュリ1133号(1998) 213頁, 中野俊一郎・法教213号(1998) 124頁, 海老沢美広・平成9年度重判解(ジュリ1135号) 288頁など。
- (24) 法制審議会第161回会議(平成22年2月5日)議事録6頁。このほかに例えば, 早川吉尚「判例における『特段の事情』の機能と国際裁判管轄立法」ジュリ1386号(2009) 22頁。「『国際裁判管轄法制に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要」・前掲注(14)39頁以下では3条の9に相当する提案について, 賛成する意見が多数であるが, 反対意見も3件あり, また3条の9の限定を主張する意見がいくつか見られる。
- (25) 高桑昭『国際民事訴訟法・国際私法論集』(東信堂, 2011) 59頁, 「行事記録第46回シンポジウム 国際裁判管轄 民事訴訟法改正をうけて」ノモス30号(2012) 138-139頁〔渡辺惺之発言。なお203頁も参照〕。
- (26) 兼子一『新修民事訴訟法体系』(酒井書店, 増訂版, 1965) 66頁, 江川英文「国際私法に於ける裁判管轄権(3・完)」法協60巻3号(1942) 373頁以下。
- (27) 池原季雄=平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」鈴木忠一=三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座 6』(日本評論社, 1971) 12頁以下, 池原・前掲注(1)17頁以下。国際裁判管轄ルールへそのまま転用することの不都合の例として挙げられていた国内土地管轄規定は, 現民訴訟法の条文番号に置き換えると, 4条2項後段, 5条1号, 4号である。
- (28) 別の言い方をすれば, 国際裁判管轄に関して裁判所の裁量を可能とするタイプの管轄システムである。ただし, 3条の9において裁判所に裁量が与えられているかは後述のように争いがあるところなので, 以下では, 個別的調整を認める, という表現を用いる。
- (29) Fawcett, J.J., “General Report,” in Fawcett, J.J. (ed.), *Declining Jurisdiction in Private International Law* (1995), pp. 19-21 は, コモンロー系諸国, カナダのケベック州, 日本のように, 管轄について裁判所による個別的調整を認める国について, その理由を5つ挙げるが第1の理由として, 過度に広い管轄原因に対する解毒剤としての役割を挙げている。
- (30) Fawcett, *supra* note 29, p. 19; Lagarde, P., “Le principe de proximité dans le droit interna-

tional privé contemporain. Cours général de droit international privé,” *Recueil des Cours*, tome 196 (1986), p. 143, Mayer, P., “Le phénomène de la coordination des ordres juridiques étatiques en droit privé. Cours général de droit international privé (2003),” *Recueil des Cours*, tome 327 (2007), p. 286 ; 道垣内正人「国際的訴訟競合(3)」法協 99 卷 10 号 (1982) 1499 頁以下など。

- (31) Born, G.B. and Rutledge, P.B., *International Civil Litigation in United States Courts* (5th ed., 2011), p. 386f. など参照。
- (32) 澤木敬郎「裁判管轄権再考—最高裁判決(昭56・10・16)を契機として—」際商 9 卷 12 号 (1981) 611 頁, 平塚真「判批」ジュリ 770 号 (1982) 139 頁, 山田鎌一「判批」民商 88 卷 1 号 (1983) 100 頁, 道垣内正人「判批」法協 105 卷 7 号 (1988) 974 頁など。結論を支持する見解も, 働き手を失った遺族が航空会社を訴えたという訴訟当事者間の力関係の不均衡という本件における事情を援用する者が多い。小林秀之「判批」判タ 472 号 (1982) 225 頁, 青山善充「判批」民事訴訟法判例百選〔第 2 版〕(1982) 20 頁, 竹下守夫「判批」金判 637 号 (1982) 49 頁など。
- (33) 河野ほか・前掲注(13)75 頁の裁判例のリストを参考にした。なお, 以下の裁判例には, 指摘する管轄原因以外の管轄原因も同時に問題とされているものもある。
- (34) 東京地判昭和 61 年 6 月 20 日判時 1196 号 87 頁判タ 604 号 138 頁(遠東航空事件), 東京地判平成 12 年 7 月 25 日判タ 1094 号 284 頁及び控訴審の東京高判平成 12 年 12 月 20 日金商 1133 号 24 頁。
- (35) 前掲最判平成 9 年, 東京地判平成 10 年 11 月 2 日判タ 1003 号 292 頁(本来の契約債務の不履行に基づく損害賠償請求について, 損害賠償債務の履行地が民法 484 条で日本国内であるから管轄を認めるべきとの原告の主張に対して, 契約自体において一義的に履行地が定められていないのでその合理性は乏しいとするほか, 事案の諸事情を挙げて特段の事情ありとした)。
- (36) 東京地判平成 14 年 11 月 18 日前掲注(18)と控訴審の東京高判平成 16 年 2 月 25 日(判例集未登載。裁判所ウェブサイト参照), 東京地判平成 20 年 6 月 11 日判時 2028 号 60 頁判タ 1287 号 251 頁(なお, 中西康「判批」リマークス 40 号 146 頁参照)。
- (37) 東京地判平成 15 年 9 月 26 日判タ 1156 号 268 頁(なお, 外国裁判所への国際的専属管轄合意があり, 特段の事情において考慮されている), 東京地判平成 21 年 11 月 17 日判タ 1321 号 267 頁(なお, 中西康「判批」平成 22 年度重判解(ジュリ 1420 号) 361 頁参照)。

- (38) 仙台地判平成21年3月19日判時2052号72頁判タ1305号276頁と控訴審の仙台高判平成23年9月22日判タ1367号240頁。
- (39) このほかに、東京地判平成3年1月29日判時1390号98頁判タ764号256頁は、不法行為に基づく損害賠償債務の不存在確認の訴えについて不法行為地（加害行為地）が主張され、特段の事情ありとして管轄が否定されているが、国際訴訟競合が主に考慮されているので除外する。
- (40) 前掲注(34), (35), (36)。
- (41) 横山潤『国際私法』（三省堂、2012）367頁も、従来の裁判例で特段の事情を認めて管轄権を否定した事案のほとんどは、現行法では管轄原因がないとする。
- (42) 前掲注(37)。なおこの要件について、強制執行をして債権を回収するに足る価値を有するかという観点から絶対額により判断されるとの見解（佐藤＝小林・前掲注(4)45頁、Kazuhiko Yamamoto, “International Jurisdiction Based on the Location of Property,” Japanese Yearbook of International Law, Vol. 55 (2012), p. 321 など）と、請求額との関係で相対的に判断されるとの見解（道垣内正人『国際契約実務のための予防法学—準拠法・裁判管轄・仲裁条項』（商事法務、2012）166頁）に分かれる。
- (43) 中間試案補足説明43-44頁。
- (44) 以上について、神前禎「消費者契約および労働関係の訴えに関する国際裁判管轄」ジュリ1386号（2009）47頁以下。
- (45) 中間試案補足説明39-40頁およびこの点を特に議論した、部会第8回会議（平成21年5月22日）議事録1-16頁参照。
- (46) 道垣内正人「日本の新しい国際裁判管轄立法について」国際私法年報12号（2010）198頁。
- (47) 部会第3回会議（平成20年12月19日）議事録1-7頁、国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会報告書(2)」NBL884号（2008）69-70頁参照。ただし、そのような損害を除外しなくても、3条の3第8号括弧書の予見可能性要件で否定できる、という議論もある。なお、この括弧書の予見可能性要件自体、特段の事情で対処できるから不要ではないかとの意見もあった。
- (48) 国際裁判管轄研究会「国際裁判管轄研究会報告書（6・完）」NBL888号（2008）73頁、部会第12回会議（平成21年10月2日）31頁参照。
- (49) もっとも、これらの規定に関して、要件の絞り込みを解釈論として行う余地は、排除されていないと考えるべきであろう。例えば不法行為地管轄の結果発生地について、法的安定性を重視して、二次的・派生的に生じる経済的な損害は典型的に除くと、3条の3第8号を解釈する見解（兼子ほか・前掲注(12)57頁〔新堂幸司

= 高橋宏志 = 高田裕成)) に賛成する。

ただし、後者の併合請求に関しては、中間試案第5④で、法定専属管轄のみを除外する甲案と、専属的な管轄合意も含めて除外する乙案が提示され、部会第12回(平成21年10月2日)で議論されて一応甲案と固まり(議事録31頁参照)、現在の3条の10、146条3項ただし書のような文言とされている。この文言は、国内土地管轄についての13条1項、146条1号と同様であり、それについては法定専属管轄のみとする趣旨であると説明されている(法務省民事局参事官室編・前掲注(9)146頁)。したがって、3条の10、146条3項について、専属的な国際裁判管轄合意がある場合にも併合や反訴による国際裁判管轄は認められないとの解釈を主張することは、やや困難かと思われる。仮にこのような解釈を採用できないとすれば、ここでも3条の9による個別調整に委ねられることになる(前掲・部会第12回会議議事録31頁参照)。なお、東京地裁平成22年11月30日判時2104号62頁金法1914号98頁金判1362号28頁は、外国裁判所への専属的管轄合意があるにもかかわらず、主観的併合を認めている。

- (50) スイス国際私法15条、韓国国際私法8条など。
- (51) 法例研究会『法例の見直しに関する諸問題(4)』(別冊NBL89号, 2004)156頁以下、法務省民事局参事官室「国際私法の現代化に関する要綱中間試案補足説明」別冊NBL編集部編『法の適用に関する通則法関係資料と解説』(別冊NBL110号, 2006)236頁参照。
- (52) Fawcett, *supra* note 29, pp. 21-22.
- (53) Usunier, *supra* note 21, p. 145-146.
- (54) Mayer, *supra* note 30, pp. 280ff, 特に p. 280 note 444 に引用の文献を参照。
- (55) 横溝大「国際裁判管轄法制の整備—民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」ジュリスト1430号(2011)42頁も参照。
- (56) Case C-281/02, *Owusu*, [2005] ECR I-1383 (石川明ほか編『EUの国際民事訴訟法判例II』(信山社, 2013)43頁〔本間靖規〕参照)。
- (57) Gaudemet-Tallon, H., *Compétence et exécution des jugements en Europe* (4^e éd., 2010), p. 161, Magnus / Mankowski / Mankowski, *Brussels I Regulation* (2nd ed., 2012), art 5 note 11 など参照。
- (58) Case C-68/93, *Shevill*, [1995] ECR I-415 (中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所1995年3月7日判決について」法学論叢142巻5・6号(1998)181頁参照)。
- (59) なお、池原説において個別調整の仕組みに言及されていなかった理由は、普遍

主義的な立場に立脚し(池原季雄「国際私法に於ける裁判管轄権と当事者の国籍(2・完)」国際48巻6号(1949)753頁,池原・前掲注(1)18頁),国際裁判管轄に関する規律は,各国の国内法の形をとっているとしても,普遍人類社会における裁判機能の国際的な分配と捉え,そのことにより合理的なルール設定が行えると考えたからであろう。しかし,現実には,たとえわが国がそのような発想で規定を整備しても,他国は必ずしもそうではないのであるから,国際的に見て,理想的な管轄配分状態は実現できない。そうすると,裁判を受ける権利の保障のため,隙間の生じないように広めに管轄を設定することが求められるのではなかろうか。

- (60) 中野俊一郎「財産所在地の国際裁判管轄権」神戸法学雑誌43巻2号(1993)411頁,安達英司「ドイツにおける過剰管轄規制の動向」『国際民事訴訟法の展開』(成文堂,2000。初出は1996)24頁参照。
- (61) 例えば2008年の憲法改正により事後的な違憲立法審査制度が導入されたフランスにおいて(これについては,辻村みよ子=糠塚康江『フランス憲法入門』(三省堂,2012)141頁参照),原告のフランス国籍に基づきフランス裁判所の国際裁判管轄を認めるフランス民法14条が,憲法の保障する公正な裁判を受ける権利に照らして,手続を中止して憲法院に問題を送付され,合憲性審査を受けることも考えられる。ただし,2012年2月29日破毀院判決(Revue critique de droit international privé 2012, p. 884. Usunier, L., “La compatibilité d l'article 14 du Code civil avec les droits fondamentaux, une question dépourvue de caractère sérieux? A propos de l'arrêt Cass. civ. 1^{re}, 29 février 2012,” *ibid.*, p. 775 も参照)は,提示された問題は重大でないとして問題を送付しなかった。
- (62) 道垣内・前掲注(46)203頁,横溝大「国際裁判管轄における緊急管轄について」曹時64巻8号(2012)1985頁。裁判を受ける権利の保護,裁判拒絶の防止という発想は,今回の規定の中でも,外国裁判所への専属的な国際裁判管轄の合意を,当該外国が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは援用できないとする,3条の7第4項などに現れている。
- (63) 兼子ほか・前掲注(12)71-72頁〔高田裕成〕も参照。
- (64) 齋籐彰「グローバル・コモン・ローとしてのナチュラルフォーラム理論の可能性—『特段の事情論』が導く国際民事司法協力の展望—」『国際取引紛争における当事者自治の進展』(法律文化社,2005)101頁。
- (65) 韓忠洙「国際民事紛争の国際裁判管轄に関する規定の定立」神戸法学年報28号(2012)6頁も,3条の9はFNCの法理とは根本的に異なっていると評価する

- (ただし、同 11 頁が、イングランド法のナチュラルフォーラム探求のための FNC の法理の活用に好意的である点には賛成できない)。
- (66) 部会第 10 回会議 (平成 21 年 7 月 10 日) 議事録 18-20 頁参照。
- (67) 青山善充「新しい国際裁判管轄法について」明治大学法科大学院論集 10 号 (2012) 363 頁, Takahashi, K., “Japan’s Newly Enacted Rules on International Jurisdiction: with a Reflection on Some Issues of Interpretation,” 国際私法年報 13 号 (2011) 164 頁以下。
- (68) 兼子ほか・前掲注(12) 72 頁 [高田裕成], 増田晋ほか「国際裁判管轄に関する一般の規律」日本弁護士連合会国際裁判管轄規則の法令化に関する検討会議編『新しい国際裁判管轄法制—実務家の視点から—』(別冊 NBL 138 号, 2012) 81 頁。
- (69) 1990 年の *Voth v Manildra Flour Mills Pty Ltd* ([1990] HCA 55) が, この「明らかに不適切な法廷地」の基準を採用していたが, 2008 年の *Puttick v Tenon Ltd* ([2008] HCA 54. オーストラリア国際私法研究会「オーストラリアのフォーラム・ノン・コンビニエンスの展開」比較法学 44 巻 3 号 120 頁に翻訳がある) もこの立場を維持している。この点について詳しくは, 岡野祐子「オーストラリア裁判所の裁量権行使—*Voth* 判決から *Dobson* 判決に至るまで—」法と政治 64 巻 3 号 (2013) 1238 頁, とくに 1234 頁以下を参照。
- (70) 横山・前掲注(16) 17-18 頁の指摘に, 1999 年ハーグ条約案 22 条 1 項がオーストラリア型の FNC に近いとの指摘の点も含めて, 賛成する。
- (71) 横山・前掲注(16) 9 頁。
- (72) *Fawcett*, *supra* note 29, p. 18 も, 日本の特段の事情論と FNC の法理の違いを 3 つ挙げるが, 第 1 に, 他より適切な利用可能な法廷地が外国にあることが不可欠の要件でないと評価する。
- (73) Bureau, D. / Muir-Watt, H., *Droit international privé*, tome I (2^e éd., 2010), p. 190. 以下はこの文献の説明に基本的に依拠して, 必要な補足を加えている。
- (74) 齋藤彰「イングランド国際民事訴訟法の革新—国際裁判管轄を統合する『ナチュラルフォーラム』概念の完成—」国際私法年報 5 号 (2003) 80 頁。
- (75) 1999 年の *Airbus* 事件貴族院判決における Goff 判事の意見では, FNC の法理が「日本において採用されているようであることは興味深い」(齋藤・前掲注(74) 86 頁) とするが, 表面的な類似点だけを見ているのではなかろうか。実際, Goff 判事がその根拠として依拠する Hayes, Ellen L., “Forum Non Conveniens in England, Australia and Japan: The Allocation of Jurisdiction in Transnational Litigation,” *University of British Columbia Law Review*, Vol. 26 (1992), p. 41 は, イングランドとオーストラリアと日本

のFNCの法理を比較検討したものであるが、日本の特段の事情論についてフォーラム比較をすると安易に理解しており、やや誤解があるように思われる。

- (76) 齋藤・前掲注(74) 89頁が、ナチュラルフォーラム理論は、日本においても、極めて適合的な方法として十分に参考に値するとしているのには、その意味で賛成できない。
- (77) 兼子ほか・前掲注(12) 72-73頁〔高田裕成〕。
- (78) 前掲注(62)の文献を参照。
- (79) さしあたり、青山・前掲注(67) 369頁、兼子ほか・前掲注(12) 629-630頁〔竹下守夫〕、横溝大「判批」リマークス44号141頁、安達英司「判批」平成23年度重判解(ジュリ1440号)318頁、「座談会 国際裁判管轄ルール of 法令化に当たって」日本弁護士連合会国際裁判管轄規則の法令化に関する検討会議編・前掲注(68) 11頁以下参照。